

- **【注意】** 現在、1号又は2号で受け入れている技能実習生についても、引き続き在留を継続する場合は、機構による「技能実習計画認定」が**必須**となります。【2017.10.12】

次のような場合は、**必ず**新たな技能実習制度による技能実習計画の認定申請手続きが必要となります。

【技能実習生の新規受入れ】

2017年11月1日以降に新たに技能実習生を受け入れる場合

- 技能実習開始予定の4か月前までに技能実習計画の認定申請手続きを行ってください。

(注) ただし、2018年1月31日までの入国を予定し、2017年10月31日までに地方入国管理局で在留資格認定証明書交付申請を行う場合には、経過措置により旧制度が適用されますので、技能実習計画の認定申請は不要です。

【技能実習生の在留継続】

在留期限が2017年11月1日以降となっている技能実習生について、引き続き在留を継続する場合（同一区分の技能実習の継続又は次段階の技能実習への移行を行う場合）

- 技能実習開始予定の3か月前までに技能実習計画の認定申請手続きを行ってください。

(注) 2018年1月31日までの在留期限で、2017年10月31日までに地方入国管理局で在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行う場合、経過措置により旧制度が適用されますので、技能実習計画の認定申請は不要です。ただし、第3号技能実習への移行は、法施行後の適用となり、経過措置の対象ではありませんので、技能実習計画の認定申請が必要です。

(注) 技能実習計画の認定を受けた後、地方入国管理局にて在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行う必要があります。

※ 団体監理型技能実習の場合は、監理団体の許可が必要となります。